

お取引先各位

株式会社 進研アド

「インボイス制度開始に伴う請求書等の書式改定のご案内」

拝啓

益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また平素より、弊社に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日より導入される適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）への対応に伴い、請求書等の書式を改訂させていただきます。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

1.主な変更内容

- (1) 弊社登録番号（T2120001144773）を追加いたします。
- (2) 消費税額について、従来は明細ごとに算出しておりましたが、税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10/110又は8/108を乗じて得た金額に端数処理を行います。
上記に伴い従来の「消費税」欄は「消費税（参考）」に変更させていただきます。

【国税庁】適格請求書保存方式の概要 P.8 より。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【記載例：税込金額を基に消費税額を計算する場合】

【例③：認められる例】

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	税込金額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108	14,969
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	14,254
11/15	花	57	77	4,389	438	4,827
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376	26,145
8%対象税込計(内税)				29,223	2,164	31,387
10%対象税込計(内税)				30,972	2,815	33,787

左記のように税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10/110又は8/108を乗じて得た金額に端数処理を行います。

なお、税込金額を算出するために、個々の商品ごとの消費税額を計算し、その消費税額に係る端数処理を行うことは、値決めのための参考であり、この端数処理に関しては事業者の任意です（適格請求書の記載事項としての消費税額の端数処理ではありません。）。

また、上記【例②：認められない例】（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）と同様に、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

2.本件に関する弊社問い合わせ先

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島 2-4-27 JRE 堂島タワー

株式会社 進研アド 財務経理部

TEL 06-6345-7168 E.Mail : shinkenadzaimu@shinken-ad.co.jp

以上、ご案内いたします。